

工事関係検査基準 第3章 (令和6年6月一部改訂)

改定	現行	備考
<p>第3章 設備編</p> <p>1 東京都水道局材料検査実施基準 (現行のとおり)</p> <p>2 既済部分検査認定基準 (現行のとおり)</p> <p>3 工事請負契約の解除に伴う打切検査の標準的な確認方法 (現行のとおり)</p> <p>4 設備機器品目別検査実施基準表 <検査員検査品目> 第1から第4 (現行のとおり)</p> <p>別紙 検査項目の説明 (現行のとおり)</p> <p>別紙3-4-3から3-4-6 (現行のとおり)</p> <p>別紙3-4-9から3-4-14 (現行のとおり)</p> <p>別紙3-4-17 から3-4-32 (現行のとおり)</p> <p>別紙3-4-34 から3-4-42 (現行のとおり)</p> <p>別紙3-4-44 から3-4-78 (現行のとおり)</p>	<p>第3章 設備編</p> <p>1 東京都水道局材料検査実施基準 (略)</p> <p>2 既済部分検査認定基準 (略)</p> <p>3 工事請負契約の解除に伴う打切検査の標準的な確認方法 (略)</p> <p>4 設備機器品目別検査実施基準表 <検査員検査品目> 第1から第4 (略)</p> <p>別紙 検査項目の説明 (略)</p> <p>別紙3-4-3から3-4-6 (略)</p> <p>別紙3-4-9から3-4-14 (略)</p> <p>別紙3-4-17 から3-4-78 (略)</p>	

工事関係検査基準 第3章 (令和6年6月一部改訂)

改定				現行					備考
3-4-7				3-4-7					
設備名	弁扉類	適用範囲	既製品を除く	設備名	弁扉類	適用範囲	既製品を除く		
機器名	水道用弁扉類(仕切弁、バタフライ弁、メタルシートバタフライ弁、制水扉、逆止弁、空気弁、消火栓、その他)			機器名	水道用弁扉類(仕切弁、バタフライ弁、メタルシートバタフライ弁、制水扉、逆止弁、空気弁、消火栓、その他)				
検査項目	検査主要内容	検査方法			備考				
		工場製作	工場補修	現場補修					
材質検査		△	△	△					
ライニング検査	ピンホール、密着等	◎	◎	△	ライニング仕様のもの 注意事項7で補修内容①のもの				
耐圧、漏れ検査	弁耐圧、弁座の漏れ	◎	◎	△	制水扉の弁耐圧は除く 注意事項7で補修内容②のもの				
動作検査	開閉動作等	○	○	△	制水扉は現地据え付け後に行う 注意事項7で補修内容①または②のもの				
塗装検査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	△	注意事項7で補修内容①または②のもの				
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	注意事項7で補修内容①または②のもの				
注 意 事 項									
1 凡例 ◎: 全台数立会、○: 同一仕様ものは1台立会、残りは照合、△: 全台数照合、—: 空欄 2 「(社)日本水道協会」の検査を受け適合したことを証明する刻印が確認できるものは、全ての項目について照合検査とする。 3 緩閉式逆止弁は、特殊弁扱いとする。 4 動作試験で使用する駆動装置は、原則として納入する機器を用いる。 5 駆動装置と併せて補修した場合の動作検査は、組み合わせ試験とする。 6 塗装の下地処理・回数、記録写真で確認する。 7 補修内容 ①内面ライニングの取替え ②弁箱、弁体又は弁座の取替え 8 耐圧、漏れ検査は、検査員との協議により抽出検査とすることができる。									
注 意 事 項									
1 凡例 ◎: 全台数立会、○: 同一仕様ものは1台立会、残りは照合、△: 全台数照合、—: 空欄 2 「(社)日本水道協会」の検査を受け適合したことを証明する「受検証明書」が発行されるものは、全ての項目について照合検査とする。 3 緩閉式逆止弁は、特殊弁扱いとする。 4 動作試験で使用する駆動装置は、原則として納入する機器を用いる。 5 駆動装置と併せて補修した場合の動作検査は、組み合わせ試験とする。 6 塗装の下地処理・回数、記録写真で確認する。 7 補修内容 ①内面ライニングの取替え ②弁箱、弁体又は弁座の取替え 8 耐圧、漏れ検査は、検査員との協議により抽出検査とすることができる。									
3-4-7									
3-4-7									

工事関係検査基準 第3章 (令和6年6月一部改訂)

改定				現行				備考
3-4-8				3-4-8				
設備名	弁原類	適用範囲		設備名	弁原類	適用範囲		
機器名	水道用特殊弁原類（コーン弁、偏心弁、スリーブ弁、フィクストコーン弁、減圧用オート弁、緩閉式逆止弁、ライニング逆止弁、多孔可変オリフィス弁、その他）			機器名	水道用特殊弁原類（コーン弁、偏心弁、スリーブ弁、フィクストコーン弁、減圧用オート弁、緩閉式逆止弁、ライニング逆止弁、多孔可変オリフィス弁、その他）			
検査項目	検査主要内容	検査方法			備考			
		工場製作	工場補修	現場補修				
材質検査		△	△	△				
ライニング検査	ピンホール、密着等	◎	◎	△	ライニング仕様のもの 注意事項7で補修内容①のもの			
耐圧、漏れ検査	弁耐圧、弁座の漏れ	◎	◎	△	注意事項7で補修内容②のもの			
動作検査	開閉動作等	○	○	△	注意事項7で補修内容①または②のもの			
塗装検査	膜厚、ピンホール等	◎	◎	△	注意事項7で補修内容①または②のもの			
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△	注意事項7で補修内容①または②のもの			
注 意 事 項								
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様ものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 「(社)日本水道協会」の検査を受け適合したことを証明する刻印が確認できるものは、全ての項目について照合検査とする（流量調整用、減圧制御用を除く）。 3 騒音、振動等の特性検査は、現場据付後とする。 4 動作試験で使用する駆動装置は、原則として納入する機器を用いる。 5 駆動装置と併せて補修した場合の動作検査は、組み合わせ試験とする。 6 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。 7 工場補修における補修内容 ①内面ライニングの取替え ②弁箱、弁体又は弁座の取替え 8 耐圧、漏れ検査は、検査員との協議により抽出検査とすることができる。								
注 意 事 項								
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様ものは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 「(社)日本水道協会」の検査を受け適合したことを証明する「受検証明書」が発行されるものは、全ての項目について照合検査とする（流量調整用、減圧制御用を除く）。 3 騒音、振動等の特性検査は、現場据付後とする。 4 動作試験で使用する駆動装置は、原則として納入する機器を用いる。 5 駆動装置と併せて補修した場合の動作検査は、組み合わせ試験とする。 6 塗装の下地処理・回数は、記録写真で確認する。 7 工場補修における補修内容 ①内面ライニングの取替え ②弁箱、弁体又は弁座の取替え 8 耐圧、漏れ検査は、検査員との協議により抽出検査とすることができる。								
3-4-8								
3-4-8								

工事関係検査基準 第3章 (令和6年6月一部改訂)

改定				現行					備考		
3-4-15				3-4-15							
設備名	配管設備	適用範囲	口径75mm以上								
機器名	水道用配管類(鋳鉄管、鋼管、その他)										
検査項目	検査主要内容	検査方法			備考	検査項目	検査主要内容	検査方法			備考
		工場製作	工場補修	現場補修				工場製作	工場補修	現場補修	
材質検査		△	△	—		材質検査		△	△	—	
溶接検査	X線、浸透探傷等	△	△	—		溶接検査	X線、浸透探傷等	△	△	—	
耐圧、漏れ検査	耐圧、気密	△	△	—		耐圧、漏れ検査	耐圧、気密	△	△	—	
塗装検査	膜厚、ピンホール等	△	△	—		塗装検査	膜厚、ピンホール等	△	△	—	
外観、構造、寸法検査		△	△	—		外観、構造、寸法検査		△	△	—	
注 意 事 項											
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の場合は1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 溶接検査が不可能なものは耐圧検査を行う。 3 照合検査は「(社)日本水道協会」の検査を受け適合したことを証明する刻印の確認等により行う。											
3-4-15											
3-4-15											

工事関係検査基準 第3章 (令和6年6月一部改訂)

改定				現行					備考
3-4-16				3-4-16					
設備名	配管設備	適用範囲	薬品用でフランジ付のもの						
機器名	ライニング鋼管								
検査項目	検査主要内容	検査方法			備考				
		工場製作	工場補修	現場補修					
材質検査		△	△	—					
ライニング検査	ピンホール	◎	△	—					
耐圧、気密検査	弁圧、気密	△	△	—	現場据付後に行う				
外観、構造、寸法検査		◎	△	—					
注 意 事 項									
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のもは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 薬品とは、次亜塩素酸ナトリウム、オゾン、PAC、水酸化ナトリウム、活性炭、硫酸、炭酸、消石灰とする。 3 「(社)日本水道協会」の検査を受け適合したことを証明する刻印が確認できるものは、全ての項目について照合検査とする。 4 外観、構造、寸法検査の検査数量は、検査員との協議による。 5 ライニングの密着性について特記仕様書に記載がある場合は、立会にて打音検査を行う。									
3-4-16									
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様のもは1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 薬品とは、次亜塩素酸ナトリウム、オゾン、PAC、水酸化ナトリウム、活性炭、硫酸、炭酸、消石灰とする。 3 「(社)日本水道協会」の検査を受け適合したことを証明する「受検証明書」が発行されるものは、全ての項目について照合検査とする。 4 外観、構造、寸法検査の検査数量は、検査員との協議による。 5 ライニングの密着性について特記仕様書に記載がある場合は、立会にて打音検査を行う。									
3-4-16									

工事関係検査基準 第3章 (令和6年6月一部改訂)

改定	現行	備考																																																																																																										
<p>3-4-33</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">設備名</td> <td style="width:25%;">発電設備</td> <td style="width:15%;">適用範囲</td> <td style="width:45%;">震災対策用応急給水施設に設置するもの、及び出力が100kW以上のもの。</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="3">ガスタービン、ディーゼル等</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査項目</th> <th rowspan="2">検査主要内容</th> <th colspan="3">検査方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>工場製作</th> <th>工場補修</th> <th>現場補修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転検査</td> <td>負荷、過負荷、調速、始動停止、連続運転、燃料消費量、騒音、振動、起動回数、過速度等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>絶縁耐力検査</td> <td>絶縁抵抗、耐電圧</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外観、構造、寸法検査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">注 意 事 項</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の場合は1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 ガスタービンは、排煙濃度について測定する（非常用動力設備を除く）。 3 発電機が組み込まれている設備は、電圧、周波数等についても検査する。 4 適用範囲でないものは、全ての項目について照合検査とする。 5 工場補修で、運転検査を現場据付後に現場で（ダミー負荷を使用）実施できる場合は、外観、構造、寸法検査を合わせて現場で実施することができる。 </td> </tr> <tr> <td colspan="6">・⇒発電機（3-4-35）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">3-4-33</p>	設備名	発電設備	適用範囲	震災対策用応急給水施設に設置するもの、及び出力が100kW以上のもの。	機器名	ガスタービン、ディーゼル等			検査項目	検査主要内容	検査方法			備考	工場製作	工場補修	現場補修	運転検査	負荷、過負荷、調速、始動停止、連続運転、燃料消費量、騒音、振動、起動回数、過速度等	○	○	△		絶縁耐力検査	絶縁抵抗、耐電圧	△	△	△		外観、構造、寸法検査		◎	◎	△		注 意 事 項						1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の場合は1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 ガスタービンは、排煙濃度について測定する（非常用動力設備を除く）。 3 発電機が組み込まれている設備は、電圧、周波数等についても検査する。 4 適用範囲でないものは、全ての項目について照合検査とする。 5 工場補修で、運転検査を現場据付後に現場で（ダミー負荷を使用）実施できる場合は、外観、構造、寸法検査を合わせて現場で実施することができる。						・⇒発電機（3-4-35）						<p>3-4-33</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">設備名</td> <td style="width:25%;">発電設備</td> <td style="width:15%;">適用範囲</td> <td style="width:45%;">震災対策用応急給水施設に設置するもの、及び出力が100kW以上のもの</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="3">ガスタービン、ディーゼル等</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査項目</th> <th rowspan="2">検査主要内容</th> <th colspan="3">検査方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>工場製作</th> <th>工場補修</th> <th>現場補修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転検査</td> <td>負荷、過負荷、調速、始動停止、連続運転、燃料消費量、騒音、振動、起動回数、過速度等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>絶縁耐力検査</td> <td>絶縁抵抗、耐電圧</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外観、構造、寸法検査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">注 意 事 項</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> 1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の場合は1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 ガスタービンは、排煙濃度について測定する（非常用動力設備を除く）。 3 発電機が組み込まれている設備は、電圧、周波数等についても検査する。 4 適用範囲でないものは、全ての項目について照合検査とする。 5 工場補修で、運転検査を現場据付後に現場で（ダミー負荷を使用）実施できる場合は、外観、構造、寸法検査を合わせて現場で実施することができる。 </td> </tr> <tr> <td colspan="6">・⇒発電機（3-4-35）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">3-4-33</p>	設備名	発電設備	適用範囲	震災対策用応急給水施設に設置するもの、及び出力が100kW以上のもの	機器名	ガスタービン、ディーゼル等			検査項目	検査主要内容	検査方法			備考	工場製作	工場補修	現場補修	運転検査	負荷、過負荷、調速、始動停止、連続運転、燃料消費量、騒音、振動、起動回数、過速度等	○	○	△		絶縁耐力検査	絶縁抵抗、耐電圧	△	△	△		外観、構造、寸法検査		◎	◎	△		注 意 事 項						1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の場合は1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 ガスタービンは、排煙濃度について測定する（非常用動力設備を除く）。 3 発電機が組み込まれている設備は、電圧、周波数等についても検査する。 4 適用範囲でないものは、全ての項目について照合検査とする。 5 工場補修で、運転検査を現場据付後に現場で（ダミー負荷を使用）実施できる場合は、外観、構造、寸法検査を合わせて現場で実施することができる。						・⇒発電機（3-4-35）						
設備名	発電設備	適用範囲	震災対策用応急給水施設に設置するもの、及び出力が100kW以上のもの。																																																																																																									
機器名	ガスタービン、ディーゼル等																																																																																																											
検査項目	検査主要内容	検査方法			備考																																																																																																							
		工場製作	工場補修	現場補修																																																																																																								
運転検査	負荷、過負荷、調速、始動停止、連続運転、燃料消費量、騒音、振動、起動回数、過速度等	○	○	△																																																																																																								
絶縁耐力検査	絶縁抵抗、耐電圧	△	△	△																																																																																																								
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△																																																																																																								
注 意 事 項																																																																																																												
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の場合は1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 ガスタービンは、排煙濃度について測定する（非常用動力設備を除く）。 3 発電機が組み込まれている設備は、電圧、周波数等についても検査する。 4 適用範囲でないものは、全ての項目について照合検査とする。 5 工場補修で、運転検査を現場据付後に現場で（ダミー負荷を使用）実施できる場合は、外観、構造、寸法検査を合わせて現場で実施することができる。																																																																																																												
・⇒発電機（3-4-35）																																																																																																												
設備名	発電設備	適用範囲	震災対策用応急給水施設に設置するもの、及び出力が100kW以上のもの																																																																																																									
機器名	ガスタービン、ディーゼル等																																																																																																											
検査項目	検査主要内容	検査方法			備考																																																																																																							
		工場製作	工場補修	現場補修																																																																																																								
運転検査	負荷、過負荷、調速、始動停止、連続運転、燃料消費量、騒音、振動、起動回数、過速度等	○	○	△																																																																																																								
絶縁耐力検査	絶縁抵抗、耐電圧	△	△	△																																																																																																								
外観、構造、寸法検査		◎	◎	△																																																																																																								
注 意 事 項																																																																																																												
1 凡例 ◎：全台数立会、○：同一仕様の場合は1台立会、残りは照合、△：全台数照合、—：空欄 2 ガスタービンは、排煙濃度について測定する（非常用動力設備を除く）。 3 発電機が組み込まれている設備は、電圧、周波数等についても検査する。 4 適用範囲でないものは、全ての項目について照合検査とする。 5 工場補修で、運転検査を現場据付後に現場で（ダミー負荷を使用）実施できる場合は、外観、構造、寸法検査を合わせて現場で実施することができる。																																																																																																												
・⇒発電機（3-4-35）																																																																																																												

工事関係検査基準 第3章 (令和6年6月一部改訂)

改定	現行	備考																																																																																																										
<p>3-4-43</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">設備名</td> <td style="width:20%;">その他設備</td> <td style="width:10%;">適用範囲</td> <td style="width:70%;">電動機出力が300kW以上のもの <u>同上で冷却器内部の配管等を取り替えたもの</u></td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="3">冷却器(電動機用、液体抵抗器用、その他)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査項目</th> <th rowspan="2">検査主要内容</th> <th colspan="3">検査方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>工場製作</th> <th>工場補修</th> <th>現場補修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材質検査</td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐圧検査</td> <td rowspan="2"></td> <td>◎</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>プレート式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塗装検査</td> <td rowspan="2">膜厚、ピンホール等</td> <td>◎</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>プレート式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外観、構造、寸法検査</td> <td rowspan="2"></td> <td>◎</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>プレート式</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 凡例 ◎: 全台数立会、○: 同一仕様ものは1台立会、残りは照合、△: 全台数照合、—: 空欄 2 電動機用の耐圧検査は、検査員との協議により照合検査とすることができる。</p> <p>・⇒液体抵抗器 (3-4-60)</p>	設備名	その他設備	適用範囲	電動機出力が300kW以上のもの <u>同上で冷却器内部の配管等を取り替えたもの</u>	機器名	冷却器(電動機用、液体抵抗器用、その他)			検査項目	検査主要内容	検査方法			備考	工場製作	工場補修	現場補修	材質検査		△	△	△		耐圧検査		◎	△	△		△	△	△	プレート式	塗装検査	膜厚、ピンホール等	◎	△	△		△	△	△	プレート式	外観、構造、寸法検査		◎	△	△		△	△	△	プレート式	<p>3-4-43</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">設備名</td> <td style="width:20%;">その他設備</td> <td style="width:10%;">適用範囲</td> <td style="width:70%;">電動機出力が300kW以上のもの 同上で冷却器内部の配管等を取り替えたもの</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="3">冷却器(電動機用、液体抵抗器用、その他)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査項目</th> <th rowspan="2">検査主要内容</th> <th colspan="3">検査方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>工場製作</th> <th>工場補修</th> <th>現場補修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材質検査</td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐圧検査</td> <td rowspan="2"></td> <td>◎</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>プレート式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塗装検査</td> <td rowspan="2">膜厚、ピンホール等</td> <td>◎</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>プレート式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外観、構造、寸法検査</td> <td rowspan="2"></td> <td>◎</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>プレート式</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 凡例 ◎: 全台数立会、○: 同一仕様ものは1台立会、残りは照合、△: 全台数照合、—: 空欄 2 電動機用の耐圧検査は、検査員との協議により照合検査とすることができる。</p> <p>・⇒液体抵抗器 (3-4-60)</p>	設備名	その他設備	適用範囲	電動機出力が300kW以上のもの 同上で冷却器内部の配管等を取り替えたもの	機器名	冷却器(電動機用、液体抵抗器用、その他)			検査項目	検査主要内容	検査方法			備考	工場製作	工場補修	現場補修	材質検査		△	△	△		耐圧検査		◎	△	△		△	△	△	プレート式	塗装検査	膜厚、ピンホール等	◎	△	△		△	△	△	プレート式	外観、構造、寸法検査		◎	△	△		△	△	△	プレート式	
設備名	その他設備	適用範囲	電動機出力が300kW以上のもの <u>同上で冷却器内部の配管等を取り替えたもの</u>																																																																																																									
機器名	冷却器(電動機用、液体抵抗器用、その他)																																																																																																											
検査項目	検査主要内容	検査方法			備考																																																																																																							
		工場製作	工場補修	現場補修																																																																																																								
材質検査		△	△	△																																																																																																								
耐圧検査		◎	△	△																																																																																																								
		△	△	△	プレート式																																																																																																							
塗装検査	膜厚、ピンホール等	◎	△	△																																																																																																								
		△	△	△	プレート式																																																																																																							
外観、構造、寸法検査		◎	△	△																																																																																																								
		△	△	△	プレート式																																																																																																							
設備名	その他設備	適用範囲	電動機出力が300kW以上のもの 同上で冷却器内部の配管等を取り替えたもの																																																																																																									
機器名	冷却器(電動機用、液体抵抗器用、その他)																																																																																																											
検査項目	検査主要内容	検査方法			備考																																																																																																							
		工場製作	工場補修	現場補修																																																																																																								
材質検査		△	△	△																																																																																																								
耐圧検査		◎	△	△																																																																																																								
		△	△	△	プレート式																																																																																																							
塗装検査	膜厚、ピンホール等	◎	△	△																																																																																																								
		△	△	△	プレート式																																																																																																							
外観、構造、寸法検査		◎	△	△																																																																																																								
		△	△	△	プレート式																																																																																																							
3-4-43	3-4-43																																																																																																											